



■ 給与所得の求め方（令和3年度改正以降適用）・・・B欄（所得金額調整控除前）

給与所得の収入金額（ア）	給与所得の金額	
	令和3年度改正以降	令和2年度以前（改正前）
～ 550,999円	0円	0円
551,000円～ 650,999円	(ア) - 550,000円	(ア) - 650,000円
651,000円～ 1,618,999円		
1,619,000円～ 1,619,999円	1,069,000円	969,000円
1,620,000円～ 1,621,999円	1,070,000円	970,000円
1,622,000円～ 1,623,999円	1,072,000円	972,000円
1,624,000円～ 1,627,999円	1,074,000円	974,000円
1,628,000円～ 1,799,999円	(イ) × 60% + 100,000円	(イ) × 60%
1,800,000円～ 3,599,999円	(イ) × 70% - 80,000円	(イ) × 70% - 180,000円
3,600,000円～ 6,599,999円	(イ) × 80% - 440,000円	(イ) × 80% - 540,000円
6,600,000円～ 8,499,999円	(ア) × 90% - 1,100,000円	(ア) × 90% - 1,200,000円
8,500,000円～ 9,999,999円	(ア) - 1,950,000円	
10,000,000円～		(ア) - 2,200,000円

(イ) = (ア) ÷ 4 (千円未満切り捨て) × 4

■ 所得金額調整控除（令和3年度改正以降適用）・・・B欄、㊸欄

下記に該当する場合は、給与所得の金額から所得金額調整控除を控除する。  
給与等の収入金額が850万円を超える方で、①～③のいずれかに該当する場合

- ① 本人が特別障害者に該当する。
- ② 年齢23歳未満の扶養親族を有する。
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する。

■ 所得金額調整控除

= [給与等の収入金額 (1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円] × 10%

■ 基礎控除（令和3年度改正以降適用）・・・㊹欄

注：合計所得金額が2,500万円を超える方は適用ありません。

合計所得金額	控除額		給与支払報告書 記載方法
	令和3年度以降	改正前	
2,400万円以下	48万円	38万円	記載不要
2,400万円超 2,450万円以下	32万円		320,000
2,450万円超 2,500万円以下	16万円		160,000
2,500万円超	0円		0

■ 未成年者について・・・子欄

令和5年1月1日現在で、18歳未満の人。

■ 寡婦控除について・・・ル欄

- ① 夫と死別、離婚、夫が生死不明となった後再婚をしておらず、子以外の扶養親族がいる
  - ② 扶養親族はいないが、夫と死別か夫が生死不明となった後に再婚をしていない
- 上記のいずれかに該当する合計所得金額が500万円以下である人。  
控除額・・・27万円

■ ひとり親控除について・・・ヲ欄

現に婚姻をしていない、又は配偶者が生死不明となっている、合計所得金額が500万円以下である人で、生計を一にする子〔総所得金額（退職・山林）が48万円以下〕がいる人。  
※住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載がある人や、事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる人がいる場合は対象外  
控除額・・・35万円

居住者の区分	配偶関係		死別（又は生死の明らかでない）	離婚	未婚のひとり親	
	居住者の合計所得金額		500万円以下	500万円以下	500万円以下	
女性	扶養親族	有	子（ひとり親）	35万円	35万円	35万円
			子以外（寡婦）	27万円	27万円	—
		無（寡婦）	27万円	—	—	
男性	扶養親族	有	子（ひとり親）	35万円	35万円	35万円
			子以外	—	—	—
		無	—	—	—	

※ 個人番号（マイナンバー）の記載について

「個人番号」欄には、各々の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

※ 給与支払報告書の提出について

市区町村提出用・・・支払いを受ける人の令和5年1月1日の居住地の市区町村の個人住民税担当課へ1部提出（今回から1部になりました）  
税務署提出用・・・支払いを受ける人の令和5年1月1日の居住地の税務署へ提出  
本人交付用・・・本人に手渡してください